

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第289号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年9月23日（水・祝日） 11時00分ごろ	
発生場所	兵庫県淡路市 江埼灯台から真方位052°550m付近 （概位 北緯34°36.6′ 東経135°59.9′）	
事故等調査の経過	平成21年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>ともあき</sup> 友明丸、4.8トン HG3-37376（漁船登録番号）、個人所有 B 快遊船 <sup>しんえい</sup> 信英丸、2.8トン 260-29305兵庫、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	A なし B 負傷 2人（船長、友人）	
損傷	A 左舷船首部に小破口 B 右舷船首部にき裂	
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、漁場を移動するため西進中、B船は、船長B及び友人4人が乗船し、江埼灯台北東方沖の明石海峡で釣りをしながら漂泊中、平成21年9月23日11時00分ごろ、A船の船首とB船の船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 微風、視界 良好 海象：うねり なし、波高 約0.5m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、漁網の修理作業を行って見張りを行っていなかったため、B船に気付かずに航行したものと考えられる。 船長Bは、A船が自船に気付いていると思い込んで漂泊して釣りを行っていたため、衝突を避けるための動作をとる時機が遅れたものと考えられる。
原因	本事故は、明石海峡において、A船が西進中、B船が漂泊中、A船が、魚網の修理作業等を行ってB船に気付かずに航行し、また、B船が、A船がB船に気付いていると思い込み釣りを行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	